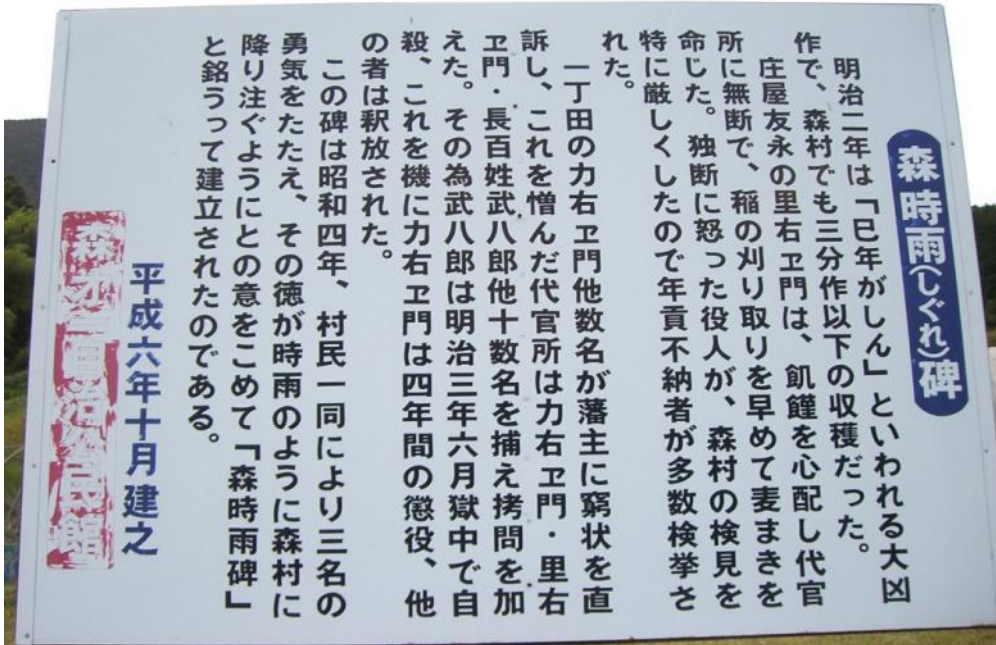


森時雨碑と明治2年の大凶作



明治2年の気象について、雲龍寺文書は簡潔に次のように記述している。

「当年ハ殊ノ外夏中雨天続キニテ・・・」

この様な状況下で育った稲の作柄について、凶作と見た農民達とそれに対応しない役所とのズレが森村の一連の騒動の要因であった。

しかし、役所側も早くから不作の予想をしていたらしく、7月27日には内々に触を出した文書を残している。それにしても、隣合わせの田殿村などの歎願書提出とちがって、行動をおこした森村の対応が对象的で興味深い。残されている資料を紹介したい。

① 西城町堤富士雄「御触状控帖」

「火急内々触」

当年氣候後シ未夕出穂之見留難付候へ共此砌一同難渋いたし候趣二付拙者共限り二而御困粉貸付之儀相含置可申候間早々蔵出し難渋者凌せ方御取ハカル可被成候・・・

巳七月廿七日

当番割庄屋 三上健助

② 森横路家文書「当作方不熟二付御歎申上書附」(明治二)

一、当作方不熟二付、初秋以来御屋敷様表へ度々御注進奉申上、御見分被為成遣候様申上候所、此程御役方様入村上御見分被為成遣夫江御知行所御倉入二被仰出、就而者其儘御引取被為成候儀二御座候、何卒早々御見分之上、御慈悲之御判断被成候様偏二奉願上候。

一、当年大凶作二就而ハ、諸稼等一円無御座初秋ヨリ極難渋百姓共渡世方必死行当種々嘆出候二付・・・途方暮居申候・・・此段宜御執成被仰上可被下厚御申上候、以上

巳九月二日

七ヶ村々

庄屋与頭

当番割庄屋

三上健助殿

③ 雲龍寺文書「明治二年飢饉記録書改」

「当年ハ殊ノ外夏中雨天続キニテ・・・。当村ハ勿論近村二至ル迄凶年二付キ御上米御本所へモ相掛リ申サザルコトニツキ・・・。

此ノ冬大雪大ジミ大川ノ氷三四寸厚サヲ風聞イタシ候、極年貢取方取立二付キ米ハ御座ナク当森村方五人広島へ嘆願シタル罪ニヨル当村内十余人西城ノ役所ニツナガレ監獄ニ入レ数々難儀シ今迄帰村不仕極二十七日記置ク」

④ 『広島県八幡村自治五十年志』『古今の人物』より

里右衛門、武八郎、カ右衛門

……不穩ノ激文ヲ草スルモノアリ、郡吏其情ヲ悪ミ庄屋里右衛門、長百姓武八郎等ヲ捕ヘテ獄ニ下シ 直訴人カ右衛門其他連座スルモノ十数人共ニ 訴状及激文ノ出所ニ付嚴重吟味ヲ行ヒ 慘酷ナル拷問ヲ加ヘシモ容易ニ実ヲ得ズシテ年ヲ超工……

⑤ 「森時雨碑」異聞

西城の牢で自死した雲明武八郎の子孫である内藤康雄氏は「森時雨碑由来」と題した次のような聞き書きを残しておられる。

「…さて、前述のように物情騒然のなかで、ある朝、森の白髭神社の、けやきの大木の洞穴の中に割り竹に夾んだ檄文が建てられているのが、通りがかりの村人により発見された。…これが西城代官所の役人の知るところになって、きびしい取調が行われることとなった。代官所の推察では、文書の内容、筆跡から、村の主だつものの仕業とし、森村の庄屋、友永里右衛門、長百姓の雲明武八郎、神職の中島利藤太などの、村の中心人物がつぎつぎに捕らえられ…」